竹生島文書（三百十二通）	五巻、十三幅、四十九冊、二帖、二百四十三通	宗教法人宝厳寺	滋賀県長浜市早崎町一六六四
鵜庄引付	一冊	宗教法人斑鳩寺	兵庫県揖保郡太子町鵤七〇九
大山祇神社三島家文書（二百十通）	十六巻、二幅、百十通	宗教法人大山祇神社	愛媛県今治市大三島町宮浦三三二七
小田家文書（四十八通）	一巻	長崎県（長崎県立対馬歴史民俗資料館保管）	長崎県長崎市江戸町二―一三

○文部科学省告示第百三十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成二十四年九月六日

文部科学大臣　平野　博文

（考古資料の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
青森県二枚橋2遺跡出土品 一、土器・土製品　六百六十八点 一、石器・石製品　六百三十六点 一、骨角製品　四点	むつ市	青森県むつ市中央一―八―一
土偶　一箇 附　深鉢形土器　三点 青森県有戸鳥井平4遺跡出土	野辺地町（野辺地町立歴史民俗資料館保管）	青森県上北郡野辺地町一二三―一
福井県桑野遺跡出土品 石器・石製品　八十五点	あわら市（あわら市教育委員会保管）	福井県あわら市市姫三―一―一
愛知県朝日遺跡出土品 一、土器・土製品　七百二十七点 一、木器・木製品　二百五十三点 一、石器・石製品　六百五十点 一、ガラス小玉　百二十一点 一、金属製品　三十七点 一、骨角牙貝製品　二百四十点	愛知県（愛知県埋蔵文化財調査センター保管）	愛知県名古屋市中区三の丸三―一―二
愛知県馬越長火塚古墳出土品 一、鉄地金銅棘葉形杏葉　七点 一、鉄地金銅馬具　七十六点 一、金属製品　五十七点 一、玉　八十二点 一、須恵器・土師器　八十九点 附一、金属製品残欠　百三十三点 一、須恵器残欠　十六点	豊橋市（豊橋市美術博物館保管）	愛知県豊橋市今橋町一